

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回 指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和3年7月19日（月） 13時30分から15時30分まで
開催場所	305会議室
出席者	<p>【委員】 公認会計士・税理士 公原博之 弁護士 中川元 大学教授 的場啓一 公認会計士・税理士 山上真理 （五十音順に記載）</p> <p>【市職員等】 岡田市長 （事務局） 森田総務部長 行財政管理課 大家課長 井口課長代理 大塚主査（記）</p> <p>（施設所管部課） 松田健康福祉部長 高齢介護課 高垣課長 亀山チーフ 糟谷都市整備部長 まち保全課 東浦課長 奥村課長代理 山本主事</p>
資料	資料1 指定管理者候補者選定委員会について 資料2 選定委員会スケジュールについて 資料3-1 老人福祉センター募集要項等（案） 資料3-2 土師ノ里駅前駐輪場募集要項等（案） 資料3-3 藤井寺駅南駐輪駐車場募集要項等（案） 資料4 指定管理者候補者選定委員会採点表（案） 資料5 採点要領について（案）

議 事	案件 1 指定管理者候補者選定委員会について 案件 2 選定委員会スケジュールについて 案件 3 各施設の概要及び募集要項等について 案件 4 配点及び採点要領について
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
備 考	

協議内容

1. 委嘱状の交付
2. 開会
3. 委員・職員紹介
4. 市長挨拶
5. 委員長の選出
6. 委員長挨拶
7. 職務代理の指名
8. 諮問
9. 配布資料の確認
10. 案件1 指定管理者候補者選定委員会について
事務局より資料1について説明。

(意見・質問なし 資料1のとおり委員会での決定となった)
11. 案件2 選定委員会スケジュールについて
事務局より資料2について説明。

委員)

スケジュールについて、9月22日に開催予定の第2回選定委員会にて採点をおこない、10月中旬の第3回選定委員会にて市長へ答申とのことであるが、第2回でおおまかな採点をおこな

い、第3回にて委員間での意見交換等をふまえて採点を固めるというイメージか。

事務局)

事業者からの申請締切を8月25日としており、締切後に各申請書類を委員に配布させていただく。それをもっておおまかな書類審査と採点をおこなっていただき、第2回場でプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員間での意見交換もふまえ採点を固めていただく想定である。

第3回では委員の採点とりまとめ結果を確認いただき、市長へ答申をしていただきたいと考えている。

委員)

採点について、各申請書類をもっておおむねの採点をするとのことであるが、追加の資料が必要ではないかとなった場合、追加の資料提出を求めることになるのか。

委員)

一部の事業者にだけ資料の追加提出を認めてしまうと公平性の問題が出てきてしまうのではないか。

委員)

質問したい内容については、ヒアリングの場でおこなうことでよいのではないか。

(資料の追加提出は求めず、ヒアリングの場で質問により実施することとなった。)

12. 案件3 各施設の概要及び募集要項等について

施設所管課より資料3-1～資料3-3について説明。

委員)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、土師ノ里駅前駐輪場の売上が大きく減少したと聞いているが、経営悪化に対する市からの補填等はしたのか。また、補填等について、今後はどのように考えているか。

まち保全課)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学校の休校等により利用者が約半減し、事業者から赤字の収支報告を受けた。市からの補填はしていないが、事業者から市への利益還元金については、協定に基づく協議を実施し、事業者の責とは言えないため、令和2年度の納付は免除とした。また、令和3年度の利益還元金についても、赤字見込みであることから免除としているが、利用料金収入が管理運営費を上回った場合は利益還元金を納付するという内容で年度協定を締結している。

委員)

藤井寺駅南駐輪駐車場についてはどうか。

まち保全課)

藤井寺駅南駐輪駐車場については、現在は利用料金制ではないため、補填等の話はない。

また、自転車のみでなく自動車駐車場もあり、自動車の利用者は自転車に比べて減少せず、市の令和2年度決算としても赤字とはならなかった。

委員)

立体駐車場を除却し平面化することにより、駐車可能台数は減少するのか。

まち保全課)

立体駐車場は100台駐車可能であるが、平面化することにより20台ほどに減少する見込みである。

委員)

立体駐車場の除却は市でおこない、令和4年4月から民間事業者による運営が始まるという理解でよいか。

まち保全課)

そうである。

委員)

各募集要項の「応募要件」の中に労働保険や租税公課についての記載はあるが、社会保険の加入についての記載がなく、要件とする必要はないのか。

委員)

社会保険の加入を条件とすると、運営が困難になる可能性があるのではないかと。

委員)

今回、応募要件とすることは困難と思われるため、そういった点もヒアリングの際に確認できればよいのではないかと。

委員)

次回の募集時の検討課題としていただきたい。

13. 案件4 配点及び採点要領について

事務局より資料4～資料5について説明。

委員)

老人福祉センターの配点について、「高齢者福祉行政の考え方について」の項目をこれまでの5点から10点に見直したとの説明であったが、どういった理由か。

事務局)

公共施設を運営していただくにあたって、費用面だけでなく、市の考え方を理解していただいた上でお願いしたいというところから配点を見直した。

委員)

市長が変わられて方針が変わったという点を考慮してのことか。

事務局)

これまでも市民や事業者との協働という視点はあったが、現市長もその点はしっかり取り組んでいくとされていることも踏まえ、配点全体を見直す中での変更である。

市の考え方や施設の設置目的を理解する事業者を選定することで、市民サービス向上につなげていきたい。

委員)

老人福祉センターの役割や位置づけは変わってきているのか。

高齢介護課)

社会の構造変化に伴い、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加している。また、家族や社会・地域との繋がりがここ数年で特に希薄化しているため、老人福祉センターの「人や地域との繋がりを保つ場所」としての役割は高まっている。

委員)

老人福祉センターは民間のデイサービスなどが普及する前に設置されており、民間の介護サービスが普及した現在も介護認定を受けていない方々にとって重要な施設であり、介護予防としての役割は増しているのではないかと感じている。

高齢介護課)

利用者の多くは介護認定を受けていない方であり、各種クラブ活動に参加し、さまざまな繋がりを築いておられる。

施設開設当時は健康ランドのような位置づけの意味合いが強かったが、現在ではクラブ活動を中心としたコミュニティの場となっている。

委員)

高齢者福祉行政や駐輪駐車場行政について、市の考え方を理解し採点することで、市と同じ方向を向いた取組をしていただける事業者を選定できるのではないかと考えるが、委員が市の考え方や方向性を確認できる手法について、事務局としてなにか考えはあるか。

事務局)

市の総合計画や各種計画等を抜粋した資料を準備し、事業者からの申請書等を委員に配布するタイミングで、併せて配布させていただく。

委員)

事業者の財務状況を採点していくうえで、提出された各種財務書類を確認していくことにな

るが、委員間で意見交換しながら実施していきたいと考えている。意見交換の際には、場合によっては事務局にも退席いただいて進めていくことになろうかと思うので、よろしくお願いする。

委員)

藤井寺駅南駐輪駐車場を今回から公募にて選定することのだが、どういった理由か。

事務局)

施設所管課の説明と重複するが、老朽化している立体駐車場を除却し平面化による運営を想定しているため、公募により広く提案を募集することとなった。

委員)

現在の指定管理者の評価や運営上の課題などは公表されているのか。

事務局)

毎年度、モニタリングを実施しており、その結果をホームページに掲載している。

(資料4および資料5のと通りの配点・採点要領に決定となった。)

以上